

## 令和8年度 NPOを対象とした高知県の補助事業等

■ 高知県地域活性化支援事業費補助金	1
■ 高知県出会いのきっかけ補助金	2
■ こうち男性育休推進企業奨励金	3
■ 高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)	6
■ 高知県移住促進事業費補助金(NPO等支援事業)	8
■ 高知県求人情報発信等支援事業費補助金	10
■ 高知県避難生活環境整備事業	11
■ 地域活動推進事業費補助金	19
■ 高知県自殺対策強化事業費補助金	20
■ 高知県依存症対策支援事業費補助金	24
■ 高知県子ども食堂支援事業	26
■ 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金	28
■ 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金	30
■ 高知県新事業創出支援事業費補助金	33
■ 高知県戦略的製品開発推進事業費補助金	35
■ 事業戦略等推進事業費補助金(高知県産業振興センター実施事業)	37
■ 高知県空き店舗対策事業費補助金(空き店舗出店支援事業)	39
■ 高知県空き店舗対策事業費補助金(商店街等店舗兼住宅等活用推進事業)	40
■ 高知県中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金	41
■ 高知県観光振興推進総合支援事業費補助金	42
■ 高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金	44
■ 高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金	45
■ こうち山の日推進事業	46
■ 山の学習支援事業(のうち山の一日先生派遣、宿泊型学習事業(学校行事以外))	47
■ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	48
■ 高知県緑化促進事業費補助金	50
■ 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金	54
■ 高知県竹材利用促進事業費補助金	55
■ 高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	56
■ 不登校対策施設運営支援事業費補助金	58

### お問い合わせ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載しているお問い合わせ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活課

## 高知県地域活性化支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	地域団体等が主体となつて行うまちづくりや伝統・文化の保存、自然環境の保全等の地域活性化の取組を支援する ※補助事業の財源として、クラウドファンディング(CF)によるふるさと納税の寄附金を活用
補助(委託等)対象事業の概要	NPOなどの団体が地域課題の解決を図る目的で行う地域活性化の取組(例) ・地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ・伝統・文化の保存や活用を図る事業 ・自然環境や景観保全を図る事業 ・安心・安全な地域づくりを図る事業 ・福祉・健康づくりを促進する事業 ・地域間交流・人材育成を促進する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	県内に事務所または活動拠点を有する法人または任意団体 ※営利を目的とする企業の場合、地域活性化のための社会貢献活動(非営利)を対象
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 定額 ※寄附額からクラウドファンディングサイト手数料等を除いた額を交付 【補助額】 下限額:50万円 上限額(目安):200万円 ※ただし、寄附目標額を達成した場合のみ交付 【補助対象経費】 取り組みを実施するうえで必要な経費 ※団体の経常的経費、人件費、食糧費は除く
申請手続・申請時期	通年 ※予算額に達し次第、終了
その他留意事項	
問い合わせ先	総合企画部 政策企画課 担当者名:不破、藤原 電話:088-823-9563 FAX:088-872-5494 メールアドレス:080201@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金

事業種別	補助事業							
事業の目的	少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。							
補助(委託等)対象事業の概要	応援団として登録した民間の非営利団体等が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に公募により実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業。(ただし、国又は県の他の補助事業として採択された事業を除く。)							
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。</li> <li>・ 団体として独立した経理を行っていること。</li> <li>・ 県税の滞納がないこと。</li> <li>・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。</li> <li>・ 暴力団またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。</li> <li>・ 個人情報適切に管理できること。</li> </ul>							
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 定額</p> <p>【募集事業数】 20団体程度 ※1団体による2回以上のイベント実施可</p> <p>【補助要件、補助限度額、補助対象事業費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助対象事業</th> <th style="text-align: center;">補助上限額</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業</td> <td style="text-align: center;">1事業につき 10万円 ※</td> <td style="text-align: center;">報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下記1～5を満たすイベントを実施する場合は、1事業当たり10万円をそれぞれ加算。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 マッチングを行うイベントを実施する場合</li> <li>2 参加者の対象年齢を20～34歳の範囲で、15歳区切り以内に設定する場合</li> <li>3 ツアー型のイベントを実施する場合</li> <li>4 県外在住のUIターン希望者を対象としたイベントを実施する場合</li> <li>5 1回につき、募集定員100名以上のイベントを実施する場合</li> </ol>		補助対象事業	補助上限額	補助対象経費	補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業	1事業につき 10万円 ※	報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料
補助対象事業	補助上限額	補助対象経費						
補助事業者(高知家の出会い・結婚・子育て応援団)が公募により実施するイベント実施要領に基づいた交流事業	1事業につき 10万円 ※	報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料						
申請手続・申請時期	<p>【申請手続】 事前確認票提出後、広報及び募集期間を30日以上確保できる時期に補助金交付申請書により申請</p> <p>【申請時期】 R8.4～R9.2(※予算額に達した時点で受付終了)</p>							
その他留意事項	申請にあたっては、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録が条件							
問い合わせ先	総合企画部 元気な未来創造課 担当者名:藤谷、中平 電話 088-823-9717							

## こうち男性育休推進企業奨励金

事業種別	補助事業
事業の目的	男性育休の取得促進に向けて、生産性の向上と働き方改革に取り組む県内の事業者を支援します。
補助(委託等)対象事業の概要	※別紙チラシ 参照
補助(委託等)対象事業者の種類	//
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	//
申請手続・申請時期	//
その他留意事項	//
問い合わせ先	こうち男性育休推進企業奨励金事務局 TEL 0120-199-128(受付時間:平日9:00~17:00) MAIL d199@kochi-ken.com

令和8年度事業

こうち男性育休推進企業奨励金について

# 中小企業、個人事業主の皆さまへ！

男性育休の推進に向けて、生産性向上と働き方改革に取り組む県内中小企業等を支援します。

## 奨励金最大 300万円

この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。



募集区分	男性育休チャレンジコース	男性育休取得促進コース
対象事業者	常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主※1	
交付要件	①こうち男性育休推進企業への登録・更新 ②実践交流会※2へ参加していること ③生産性向上と働き方改革につながる取組※3の実践	①こうち男性育休推進企業への登録・更新 ②令和8年2月1日以降にのべ29日以上男性育休取得者がいること ③生産性向上と働き方改革につながる取組の実践
奨励金額	30万円 (先着500社)	100万円 加算となる取組により 最大300万円
加算となる取組	—	生産性向上と働き方改革につながる取組の実践 追加1項目あたり50万円加算(最大4項目)

【男性育休チャレンジコースと男性育休取得促進コースの併用はできません。】

※1 高知県内に本社又は事業所を有する事業者

※2 裏面の「実践交流会とは」をご覧ください。

※3 裏面の「生産性向上と働き方改革につながる取組の実践例」をご覧ください。

公募  
期間

令和8年4月20日  
～令和9年2月19日

※上記に関わらず、予算の執行状況により受付を終了させていただきます。

詳しくはホームページにアクセス！

こんな方にお勧めです！

- 人手不足で業務が回らない
- 売上を伸ばしたいが改善する余裕がない
- 特定の社員しかできない業務がある
- 人材が定着する働きやすい職場をつくりたい



詳細はこちらから▶

最新情報を随時更新



こうち男性育休推進企業奨励金事務局

☎0120-199-128 ✉d199@kochi-ken.com

# 実践交流会とは

男性育休を推進し、生産性向上と働き方改革に取り組む企業等が集まり、**成功事例だけでなく、悩みや試行錯誤の事例も共有する実践型の異業種交流の場**です。

県が令和8年度から新たに実施するもので、参加費用は**無料**です。

県内で**13回**の開催を予定しています。



- 他社の具体的な取組事例（現場のリアルな課題、工夫、解決策など）が聞ける
- 同じ課題に向き合う企業同士のネットワークができる
- 自社の取組を整理し、次の一步が見える
- 具体的なスキルを学ぶことで、男性従業員の家事や育児への参画が期待できる

## 生産性向上と働き方改革につながる取組の実践例

コース	取組例
① 業務標準化	<b>【業務マニュアルの整備等により、属人化解消及び円滑な業務引継を図る取組】</b> ・業務手順やフローを誰でも対応できるようにマニュアル化 ・業務管理ツールを導入、進捗管理や情報共有をデジタル化 ・業務プロセスやフローチャートにまとめて可視化 など
② チームでの業務引継体制整備	<b>【業務分担・共有体制の構築等により、業務継続を図る取組】</b> ・複数人で業務を担当するローテーション体制を構築 ・ペアワークやマルチ担当制の導入 ・家庭との両立支援に向けた引継ぎシートを作成 など
③ 業務プロセスの見直し	<b>【業務の簡素化、効率化又は見直しにより、生産性向上及び負担軽減を図る取組】</b> ・定型業務の自動化ツール導入 ・重複する業務や非効率な作業の削減など業務フロー見直し ・権限や手続きの明確化、権限移譲や承認フロー見直し など
④ 代替要員の確保	<b>【育児休業取得者の業務を補完する人員配置により、業務の円滑化を図る取組】</b> ・柔軟なシフト勤務を設定 ・派遣・有期雇用、人材バンクによる代替要員の確保 ・業務委託による一部業務の代替 ・社内人材のクロストレーニング など
⑤ 応援手当等	<b>【業務を代替した従業員に対する手当支給等により、職場環境の整備を図る取組】</b> ・男性育休中の業務を代替した従業員に手当を支給 ・管理職向けマネジメント研修の実施 など

## こうち男性育休推進企業の登録について



R8. 3月末時点で  
**884社**にご登録を  
いただいています！

奨励金の申請には、**こうち男性育休推進企業**への登録又は更新（令和7年度実績の登録）※が必要です。登録後、特設サイトへの情報掲載までに1週間程度かかりますので、奨励金の申請をご検討の方は、お早めに登録（更新）手続きをお願いします。  
**※令和8年4月19日までに登録いただいた事業者につきましては、更新をお願いします。**

### ●登録要件

- 男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業等
- ①直近3か年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
  - ②①のうち育休を取得した従業員数
  - ③平均育休取得日数
- （男性育休の対象者や取得者がいない企業等も登録可能）**

### ●登録方法

右記の二次元コード又は以下の登録申請フォームからご入力ください。  
[https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei\\_ikukyu/](https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei_ikukyu/)



登録・更新はこちら



高知県知事  
濱田省司

## 高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)

事業種別	補助事業
事業の目的	中山間地域における地域住民の生活を支える生活用品の確保を図る。
補助対象事業の概要	<p>中山間地域における、地域の見守り活動等の取組と併せて実施する買い物支援に必要なハード事業又はソフト事業(広域連携事業においては中山間地域を中心に事業展開を行う場合を含む。)</p> <p>(1)地域内事業 単一市町村内又は隣接する2～3市町村内で完結する事業</p> <p>(2)広域連携事業 3市町村を超える広域にわたる事業で、県と関係市町村で構成する協議会等で合意形成を行う必要がある事業</p>
補助対象事業者の種類	<p>(1)地域内事業 【補助事業者】 市町村等 【事業実施主体】 ・市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会(以下「NPO法人等」という。) ・企業又は個人事業者(以下「企業等」という。) ・その他市町村が認める団体等</p> <p>(2)広域連携事業 【補助事業者・事業実施主体とも】 市町村及び県で構成された協議会等(以下「協議会等」という。)で承認された次に掲げる者又は団体 ・NPO法人等 ・企業等      ・その他協議会等が認める団体等</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>(1)地域内事業 ①補助対象経費 ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等 ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費)</p> <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要</p>

	<p>する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費</li> </ul> <p>ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等)</li> <li>・試行に要する経費(通信費等)</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費)</li> <li>・店舗設備整備費又は備品購入費</li> </ul> <p>②補助率</p> <p>2分の1以内(ただし、事業実施主体が企業等の場合、補助金額は補助対象経費の3分の1を上限とする)</p> <p>③補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費ア、イ: 1事業当たり2,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円</li> <li>・補助対象経費ウ: 1事業当たり300万円</li> </ul> <p>(2)広域連携事業</p> <p>①補助対象経費</p> <p>ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費</p> <p>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等)</li> <li>・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等)</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費)</li> </ul> <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費</p> <p>生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両購入費及び備品購入費</li> </ul> <p>②補助率</p> <p>3分の2以内</p> <p>③補助限度額</p> <p>1事業当たり5,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円</p>
申請手続・申請時期	通年 ※予算額に達し次第、終了
その他留意事項	<p>詳細は、中山間地域対策課HPをご覧ください。</p> <p><a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/</a></p>
問い合わせ先	<p>総合企画部 中山間地域対策課 担当者名 澤松、今井田</p> <p>電話 088-823-9622 FAX 088-823-9258</p> <p>メールアドレス 080601@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 高知県移住促進事業費補助金(NPO 等支援事業)

事業種別	補助事業	
事業の目的	移住及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる事業を支援する。	
補助(委託等) 対象事業の概要	地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれる事業等。	
補助(委託等) 対象事業者の 種類	NPO等(活動範囲が2市町村以上であること)	
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	補助率:定額	
	補助対象経費、補助限度額	
	補助対象経費	補助限度額
	NPO 等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり50万円
移住促進を行う全県的な NPO 等のネットワーク組織(高知家移住促進プロジェクト)が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり200万円	
申請手続・申請 時期	4月以降に高知県へ交付申請を行う。 以降は随時受付(予算額に達するまで)	
その他留意事項	新しく事業をお考えの団体は事前にご相談をください。	
問い合わせ先	総合企画部 移住促進課 担当者名:松浦 電話 088-823-9755 FAX 088-823-9756 メールアドレス 080701@ken.pref.kochi.lg.jp	

## 高知県求人情報発信等支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	<p>県内の事業者が行う求人情報の発信等の採用活動を支援することで、求職者が県内で就職・転職することを促進し、UIターン者の増加と若者の県外転出の抑制を図るとともに、採用者の増加による県内事業者の人材確保を促進することを目的とする。</p>
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>UIターン者の増加と若者の県外転出の抑制を図るため、県内の事業者が行う求人情報の発信等の採用活動を支援する補助金です。</p> <p>※正規雇用労働者の採用を目的に、当該事業所において新たに取り組む以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■求人情報の発信に関する事業</li> <li>■採用力の向上に関する事業</li> </ul>
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>以下の要件をすべて満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□高知県内に本社又は事業所を有する事業者であること</li> <li>□補助金の交付申請時に、以下のいずれかの認証を取得していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県ワークライフバランス推進企業認証制度(1部門以上)</li> <li>※他認証(くるみん、えるぼし等)を取得し、同等の要件を満たす場合は不要</li> </ul> </li> <li>□正規雇用労働者(新卒・中途は不問)を雇用し、県内で継続的に勤務させる予定がありかつ、補助事業完了後も高知県内で事業を継続する意思があること</li> <li>□風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業を営む者でないこと</li> <li>□以下の補助対象事業について国等他の機関から同種の補助を受けておらず、今後も受ける見込みがないこと</li> </ul>

<p>補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)</p>	<p>補助率 :3分の2以内 補助限度額:1事業者につき350万円まで (補助金の額が10万円に満たない場合は補助対象外) 補助対象経費:正規雇用労働者の採用を目的に、当該事業所において新たに取り組む以下の事業 詳細はホームページに掲載の要綱・要領をご確認ください。</p> <p>■求人情報の発信に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 求人広告の掲載 ※適用条件を要確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職転職サイトや求人情報誌に求人を掲載する広告料</li> <li>・WEB広告等で自社の求人情報を発信するための委託料</li> </ul> </li> <li>└ 採用PRツールの制作 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の採用ホームページの開設又は改修に要する委託料</li> <li>・採用活動に活用するPR動画又はチラシ等の制作に要する委託料</li> </ul> </li> <li>└ 採用イベントの参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同企業説明会等への出展料(参加旅費・宿泊費は除く)</li> </ul> </li> </ul> <p>■採用力の向上に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 採用活動の効率化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用管理システムのサービス利用料</li> </ul> </li> <li>└ インターンシップ <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップの受け入れに係る参加者の謝金、旅費、宿泊費、保険料 (傷害保険、賠償責任保険)</li> </ul> </li> <li>└ 社内制度の整備・見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事制度に関する社会保険労務士等の専門家謝金、旅費、宿泊費</li> <li>・人事担当者の採用力向上を目的とした研修の参加料、講師謝金</li> </ul> </li> </ul>
<p>申請手続・申請時期</p>	<p>申請受付期間:窓口開設の日から令和9年1月29日(金)まで ※予算額に達し次第、終了 事業実施期間:交付決定の日から令和9年2月26日(金)まで ※実績報告の受付期間</p>
<p>その他留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付開始は、5月上旬を予定しています。 それ以前に書類をご提出いただいても、受付できませんので、ご了承ください。</li> <li>・交付決定前に着手(契約・発注等)しているものは、補助金の対象となりません。</li> <li>・周知用ページ(令和8年4月現在:暫定版) <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026031600130/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026031600130/</a></li> </ul>
<p>問い合わせ先</p>	<p>総合企画部 移住促進課 池田・安田 電話 088-823-9740</p>

## 高知県避難生活環境整備事業

事業種別	補助事業
事業の目的	<p>発災時にストレスの少ない避難生活を送ることができるよう、自走可能なトイレカー（牽引自動車によって牽引されるトイレトレーラーを含む。以下同じ。）及びキッチンカー（牽引自動車によって牽引されるキッチントレーラーを含む。以下同じ。）の整備促進を目的とする。</p>
補助対象事業の概要	<p>自走可能なトイレカー及びキッチンカーの購入経費を補助する。 ただし、県からの要請に基づき、県内外の災害時や防災イベント等で活用する場合に、補助事業により取得した財産を無償提供することを定めた協定を県と締結することを条件とする。</p>
補助対象事業者の種類	<p>補助事業者は、次の1及び2のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>1 次に掲げる全ての要件を満たす法人</p> <p>(1) 高知県における令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）、高知県建設工事・測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者一覧（令和8・9年度入札参加資格者名簿）、特定非営利活動法人のいずれかに登録され、又は認証されていること。</p> <p>(2) 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。</p> <p>(3) 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。</p> <p>(4) これまでの事業活動において、トイレカー（国土交通省が定める「快適トイレ」を含む。）又はキッチンカーの活用実績があること。</p> <p>2 県と災害に係る協定を締結している法人（所属する業界団体が県と災害に係る協定を締結している法人を含む。）であり、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす法人</p> <p>(1) 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。</p> <p>(2) 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。</p>
補助率・補助額 ・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	別添のとおり。

<p>申請手続・申請 時期</p>	<p>1 申請手続 交付申請後、補助金審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定する。</p> <p>2 申請期限 令和8年5月8日</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>本事業は、内閣府の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用した事業となる。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>危機管理部南海トラフ地震対策課 地域支援担当（高知県庁本庁舎3階東） 担当者：泉井・井上 電 話：088-823-9317</p>

## 高知県避難生活環境整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県避難生活環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、発災時にストレスの少ない避難生活を送ることができるよう、自走可能なトイレカー（牽引自動車によって牽引されるトイレトレーラーを含む。以下同じ。）及びキッチンカー（牽引自動車によって牽引されるキッチントレーラーを含む。以下同じ。）の整備促進を目的に、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 次に掲げる全ての要件を満たす法人

ア 高知県における令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）、高知県建設工事・測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者一覧（令和8・9年度入札参加資格者名簿）、特定非営利活動法人のいずれかに登録され、又は認証されていること。

イ 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。

ウ 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

エ これまでの事業活動において、トイレカー（国土交通省が定める「快適トイレ」を含む。）又はキッチンカーの活用実績があること。

#### (2) 県と災害に係る協定を締結している法人（所属する業界団体が県と災害に係る協定を締結している法人を含む。）であり、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす法人

ア 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。

イ 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

#### (3) 次に掲げる全ての要件を満たす任意団体

ア 代表者、会計管理者及び事業実施等について規約等に定めていること。

イ 高知県内に活動拠点を置く者であること。

ウ 県税の滞納がないこと。

エ 暴力団若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

オ これまでの事業活動において、トイレカー（国土交通省が定める「快適トイレ」を含

む。)又はキッチンカーの活用実績があること。

(補助要件、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の補助要件、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額等については、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び決定等)

第5条 前条に掲げる補助事業を実施しようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定による申請がされたときは、別に定める高知県避難生活環境整備事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県避難生活環境整備事業費補助金審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。

4 知事は、採択の決定を行った場合は当該申請者に予算の範囲内で補助金の交付を決定し、通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。不採択の決定を行った場合はその理由等を付して、当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

6 第1項に規定する交付申請書の提出期限は、令和8年5月8日(金)とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(3) 補助事業が年度内に完了することが困難になった場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入に及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって県内で適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用しなければならないこと。
- (6) 県からの要請に基づき、県内外の災害時や防災イベント等で活用する場合に、補助事業により取得した財産を無償提供することを定めた協定を県と締結すること。
- (7) 補助事業により取得した財産は、国が定める災害対応車両に登録すること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

#### (補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費の増額又は補助金額の増額となる場合
- (2) 補助金額の20パーセントを超えて減額となる場合
- (3) 補助事業の完了予定年月日が延長となる場合
- (4) 補助事業により取得する財産の保管場所が変更となる場合
- (5) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

#### (補助事業の実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### (補助金額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定により補助事業実績報告書を受理した場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額と確定した補助金の額

が相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認しようとするときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(利用実績の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、各年度の利用実績につい

て翌年度の4月末日までに別記第8号様式による利用実績報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(県内発注)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」（令和7年10月策定）に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第8条第3項、第12条から第15条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月3日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助事業者	対象事業	補助要件	補助対象経費			補助率及び補助限度額
<p>1 第3条第1号に規定する法人</p> <p>2 第3条第2号に規定する法人</p> <p>3 第3条第3号に規定する任意団体</p>	<p>トイレカー、トイレレトララー</p>	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震対策課と事前に協議を行い、平時利用時に、県民に対して災害用備蓄の必要性等の啓発につながるカーラッピング(外装デザイン)とすること。</li> <li>・国土交通省が定める「快適トイレ」(<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html">https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html</a>) 標準仕様の11項目に適合すること。</li> <li>・バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設置されていること。</li> </ul> <p>(トイレカー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室の洋式便座を2基以上を設置すること。</li> </ul> <p>(トイレレトララー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室の洋式便座を3基以上、もしくはバリアフリートイレ1室を設置すること。</li> <li>・牽引自動車の購入経費は補助対象外とする。</li> </ul> <p>※バリアフリートイレの場合は、手動車いす、電動車いすの方に対応した室内空間を確保するとともに入口にスロープを設置し、ノンスリップでトイレに入れるようにすること。また、下記の設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納式多目的シート</li> <li>・大型の投入口付きゴミ箱</li> <li>・カーテン</li> </ul>	車両	<p>車両本体</p>	<p>車両本体の購入経費 ※下記費用は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割)</li> <li>2 自賠責保険料、任意の自動車保険料</li> <li>3 車庫証明に係る経費</li> <li>4 検査登録に係る経費</li> <li>5 自動車リサイクル料</li> </ol>	<p>・補助率：定額</p> <p>・補助限度額：700万円</p>
付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーナビゲーション</li> <li>・ETC車載器</li> <li>・バックモニター</li> <li>・ドライブレコーダー</li> </ul>	<p>両側面及び後方に「高知県」「トイレカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費</p>				
カーラッピング						
トイレ	<p>(必須項目)</p> <p>快適トイレ標準仕様11項目等</p>	<p>【快適トイレ標準仕様11項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 洋式(洋風) 便座</li> <li>2 水洗及び簡易水洗(し尿処理装置を含む)</li> <li>3 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)</li> <li>4 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの</li> <li>5 照明設備(電源がなくても良いもの)</li> <li>6 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重5kg以上)</li> <li>7 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</li> <li>8 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</li> <li>9 サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)</li> <li>10 鏡と手洗器</li> <li>11 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ol> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷暖房機器(エアコン等)</li> <li>2 室内のバリアフリー設備(可能な限り段差無し、手すり等の設置)</li> </ol>				
(任意項目)	<p>快適トイレ推奨仕様6項目等</p>	<p>【快適トイレ推奨仕様6項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)</li> <li>2 擬音装置(機能を含む)</li> <li>3 着替え台</li> <li>4 臭気対策(フラッパー)機能の多重化</li> <li>5 窓など室内温度の調整が可能な設備</li> <li>6 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)</li> </ol> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 温水洗浄機能</li> <li>2 電源設備(発電機、バッテリー、太陽光パネル等)</li> <li>3 外部電源入力口</li> <li>4 コンセント</li> <li>5 温暖便座機能</li> <li>6 室内以外のバリアフリー設備</li> <li>7 災害時の生活環境の改善及び向上に資する装備</li> </ol>				
車両	<p>車両本体</p>	<p>車両本体の購入経費 ※下記費用は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車重量税、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、自動車税・軽自動車税(種別割)</li> <li>2 自賠責保険料、任意の自動車保険料</li> <li>3 車庫証明に係る経費</li> <li>4 検査登録に係る経費</li> <li>5 自動車リサイクル料</li> </ol>				
付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーナビゲーション</li> <li>・ETC車載器</li> <li>・バックモニター</li> <li>・ドライブレコーダー</li> </ul>	<p>両側面及び後方に「高知県」「キッチンカー」を明記し、啓発につながる外装デザインに要する経費</p>				
キッチン	<p>調理設備</p>	<p>【営業許可取得に必要なとなる設備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 換気扇</li> <li>2 シンク</li> <li>3 給排水設備</li> <li>4 タンク(給水、排水)</li> <li>5 間仕切り(床、壁、天井含む)</li> <li>6 冷蔵設備(冷蔵庫、冷凍庫)</li> <li>7 扉付き収納棚</li> <li>8 照明設備</li> <li>9 提供窓</li> <li>10 ドア</li> <li>11 給湯器</li> <li>12 その他必要となる設備</li> </ol> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電源設備(発電機、バッテリー、太陽光パネル等)</li> <li>2 外部電源入力口</li> <li>3 コンセント</li> <li>4 フレーカー</li> <li>5 防火設備</li> <li>6 作業台</li> <li>7 看板設置に係る設備</li> <li>8 提供窓部分に係る雨除け</li> <li>9 調理用設備及び器具(加熱機器、保温機器、電子レンジ、炊飯器、その他調理器具)</li> <li>10 災害時の生活環境の改善及び向上に資する装備</li> </ol>				
		<p>・補助率：定額</p> <p>・補助限度額：950万円</p>				

## 地域活動推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	「高知家地域共生社会推進宣言」宣言企業・団体が行う、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動を促進することにより、本県における高知型地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合いの力や県民の地域活動への参画意識の向上につなげる。
補助(委託等) 対象事業の概要	「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体が行う地域のつながり創出活動 例) ・地域住民向けの避難・炊き出し訓練 ・地域の子どもの対象としたものづくり体験 ・農業体験を通じた地域交流 など
補助(委託等) 対象事業者の 種類	「高知家地域共生社会推進宣言」宣言企業・団体
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	補助率:10/10 補助上限額:30万円 補助対象経費:「高知家地域共生社会推進宣言」企業・団体が行う人と人とのつながりを創出する活動に係る経費 ※従来からの拡充または新たな取り組みが対象
申請手続・申請 時期	随時受付(予算額に達するまで)
その他留意事項	
問い合わせ先	子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 担当者名:大石、山崎 電話 088-823-9840 FAX 088-823-9207 メールアドレス 060101@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県自殺対策強化事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策等、特に必要性の高い自殺対策に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等) 対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等) 対象事業者の 種類	(1)自殺対策事業を的確に遂行することができると思われる団体であること。 (2)高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。 (3)宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体ではないこと。
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	別紙参照
申請手続・申請 時期	申請手続:申請書類の提出による 申請時期:未定(国及び県の地域自殺対策強化交付金交付要綱制定後)
その他留意事項	
問い合わせ先	子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名 川谷 電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260 メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容(例)		市町村等	市町村等以外
(1) 対面相談事業	自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。 なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等</li> <li>個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等</li> <li>若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）</li> <li>生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営</li> <li>相談担当者や家族等の支援者等への支援 等</li> </ul>	事業実施に必要な下記の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬</li> <li>賃金（共済費を含む。）</li> <li>報償費</li> <li>旅費</li> <li>需用費（食糧費を除く）</li> <li>役員費</li> <li>使用料及び賃借料</li> <li>工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）</li> <li>備品購入費</li> <li>委託料（上記の経費に限る。）</li> <li>負担金</li> </ul>	1/2	10/10
(2) 電話・SNS相談事業	自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。 なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る</li> <li>電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等</li> <li>相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等</li> <li>相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等</li> <li>フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示等</li> </ul>			
(3) 人材養成事業	関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣</li> <li>これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣</li> <li>e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施等</li> </ul>			
(4) 普及啓発事業	生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウム、講演会等の開催等</li> <li>図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等</li> <li>啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布</li> <li>新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報等</li> </ul>			
(5) 自死遺族支援機能構築事業	自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）</li> <li>各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備</li> <li>遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援</li> <li>遺族等への法律面や生活面における相談支援</li> <li>遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等</li> </ul>			

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容(例)		市町村等	市町村等以外
(6) 計画策定実態調査事業	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定された市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策のPDCAサイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援することを目的とする。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「都道府県自殺対策計画策定の手引」「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考にしつつ、市町村においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。 また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議1回分に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定又は見直しに必要な調査研究等</li> <li>計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施</li> <li>計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営等</li> </ul>	事業実施に必要な下記の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬</li> <li>賃金(共済費を含む。)</li> <li>報償費</li> <li>旅費</li> <li>需用費(食糧費を除く。)</li> <li>役務費</li> <li>使用料及び賃借料</li> <li>工事費</li> </ul>	1/2	
(7) 若年層対策事業	近年、10歳代から30歳代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いており、特に10歳代の自殺死亡率は増加傾向にある。 こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層(40歳未満)及び若年層を支援する者に対する(1)対面相談事業から(4)普及啓発事業に掲げる事業(児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等)</li> <li>中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者(40歳以上を含む。)に対しても行う事業</li> <li>自殺予防を目的とした絵本の読み聞かせ等の出前授業等による啓発や研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)</li> <li>備品購入費</li> <li>委託料(上記の経費に限る。)</li> <li>負担金</li> </ul>	10/10 ((6)を除く。)	
(8) SNS地域連携包括支援事業	若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いている現状を踏まえ、若者が相談しやすい体制を構築するために、SNSを活用した相談支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層を対象として、関係行政機関や民間団体が実施するSNS等を活用した相談事業の実施に係るSNS相談ページの開設、相談対応者や相談支援コーディネータの配置及び相談者へのフォローアップの実施等</li> <li>ただし、(2)及び(9)に該当するものを除く</li> </ul>			
(9) 深夜電話相談強化事業	我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関や民間団体が、深夜(22時)から早朝(5時)にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等</li> </ul>			
(10) 自殺未遂者支援事業	自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。自殺再企図を防止し、自殺者数の減少につなげるために、地域において自殺未遂者を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣</li> <li>受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整</li> <li>退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等</li> <li>自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施</li> <li>自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修等</li> </ul>			
(11) ゲートキーパー養成事業	自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。)記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。 ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。 ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。 ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</li> <li>民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</li> </ul>			
(12) 災害時自殺対策継続支援事業	大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組</li> <li>被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催</li> <li>被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施等</li> </ul>			

【参考】地域自殺対策強化交付金のメニュー

1 事業区分	2 事業内容		3 対象経費	4 補助率	
	目的	内容(例)		市町村等	市町村等以外
(13) 災害時自殺対策事業	大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施することを目的とする。 原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。	・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催 ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施等	事業実施に必要な下記の経費  ・報酬 ・賃金（共済費を含む。） ・報償費 ・旅費 ・需用費（食糧費を除く） ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・工事費 （ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。） ・備品購入費 ・委託料（上記の経費に限る。） ・負担金	10/10	10/10
(14) ハイリスク地対策事業	自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の各号に掲げる全ての条件を満たす地点（地域）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援することを目的とする。 ・比較的生立が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く。）。 ・自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること。 ・一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。	・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置 ・ハイリスク地のパトロールの実施 ・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護 ・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築等			
(15) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援することを目的とする。 交付金の対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定していることから、原則、都道府県で実施することとし、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする）。	・警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催 ・警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施 ・警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施 ・提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等）等			
(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業	大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県における推進体制を整備することを目的とする。	都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。 また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。			
(17) こども・若者の自殺危機対応チーム事業	小中高生の自殺者数は、令和6年においては、過去最多となる529人であった。また、我が国の10歳代から30歳代までの死因順位第1位は「自殺」であり、若者の自殺死亡率は、G7各国に比べて高い現状にある。 このため、こども・若者の自殺予防等の取組について強化していく必要があり、特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。 こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日とりまとめ）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こども・若者の自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。 こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。	都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。 ○チーム事業事務局設置：地域自殺対策推進センター等 ○支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な市町村等の地域の関係機関 ①自殺未遂歴がある ②自傷行為の経験がある ③自殺をほのめかず言動があり、自殺の可能性が否定できない等 ○チームの要件 チームは、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、多職種のメンバーで構成する。 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。 ○支援内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施 ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討 ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査 ③支援の終了：地域の関係機関への引継			
(18) 地域特性重点特化事業	地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。	地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（(1)から(9)に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。 なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。 ・課題の分析、事前評価 ・事業目的・内容、事業効果、達成目標 ・事後検証・評価			

## 高知県依存症対策支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル依存症を抱える当事者が健全な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等)対象事業の概要	<p>(1)ミーティング活動 依存症問題を抱える当事者及びその家族が互いの悩みを共有すること並びに情報交換ができる交流活動及びその支援活動</p> <p>(2)情報提供 依存症問題を抱える当事者及びその家族の問題解決に資する情報提供を行う活動</p> <p>(3)普及啓発活動 依存症等に関する普及啓発活動</p> <p>(4)相談活動 依存症に関する問題の相談を受ける活動及びその支援活動</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)依存症問題を抱える当事者又はその家族により構成される団体</p> <p>(2)公益社団法人、公益財団法人又は地域団体</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>・補助率:4分の3</p> <p>・補助対象限度額:1団体当たり50万円</p> <p>・補助対象経費:事業を行うために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費若しくは負担金</p>
申請手続・申請時期	別記第1号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて提出する。
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名:川谷</p> <p>電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260</p> <p>メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者

住所

氏名

生年月日

### 補助金交付申請書

高知県依存症対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（関係書類）

- 1 所要額調書（別紙1-1）
- 2 事業計画書（別紙1-2）
- 3 所要額内訳書（別紙1-3）
- 4 歳入歳出予算（見込み）書の抄本
- 5 その他添付書類 構成員名簿（当事者及びその家族が含まれることが分かる名簿）等
- 6 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

## 高知県子ども食堂支援事業

事業種別	補助事業
事業の目的	食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。
補助(委託等)対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等)対象事業者の種類	高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うもの。(市町村以外)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども食堂の開設経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>①初期経費として必要な消耗品費、備品購入費及び10万円未満の改修に要する経費(定額、1か所当たり10万円以内)</li> <li>②改修に要する経費(定額、1か所当たり15万円以内)</li> <li>③移転する際における施設等の改修に要する経費(定額、1か所当たり15万円以内)</li> </ol> </li> <li>2. 子ども食堂の運営に要する経費(定額、1回当たり8,500円以内)</li> <li>3. 子ども食堂の運営に要する備品を購入する経費(定額、1か所当たり5万円以内)</li> <li>4. 子ども食堂における衛生管理の整備に要する経費(保険料及び腸内細菌検査料及び食品衛生責任者養成講習会受講料)(定額、実際に要した経費)</li> <li>5. 子ども食堂における子育て支援及び学習支援に要する経費(定額、1か所当たり2万円以内) <ol style="list-style-type: none"> <li>①子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費</li> <li>②学習支援を行う者への謝金及び旅費</li> </ol> </li> <li>6. 子ども食堂における感染症拡大防止に要する経費(備品購入費、消耗品費)(定額、1か所当たり80,000円以内)</li> <li>7. 子ども食堂における広報に要する経費(定額、1か所当たり22,000円以内)</li> <li>8. 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費(定額、1か所当たり33,000円以内)</li> </ol>
申請手続・申請時期	高知家子ども食堂登録制度により、高知家子ども食堂の設置者及び運営者として登録された後は随時。
その他留意事項	<p>詳細は子ども家庭課HPをご覧ください。</p> <p><a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/kochikekodomosyokudou.html">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/kochikekodomosyokudou.html</a></p>
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部子ども家庭課担当者名:片岡、木戸、西森</p> <p>電話088-823-9637 FAX 088-823-9658</p> <p>メールアドレス060401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 補助事業者

高知家子ども食堂登録制度（※）実施要綱に基づき登録された  
**「高知家子ども食堂」**の設置及び運営を行う団体



## 高知家子ども食堂の登録要件

- ・会則等を備えていること
- ・子ども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること
- ・政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ・特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと
- ・関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと

## ※高知家子ども食堂登録制度とは

- ◆一定の要件を満たす子ども食堂を、「高知家子ども食堂」として登録し、登録された子ども食堂の活動・開催状況等を県が広く紹介するなど、「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させることを目的とする制度
- ◆補助金の交付を受ける場合には、「子ども食堂登録制度」への登録が必須

## 補助対象事業

### 高知県において食事の提供を行う次に該当する事業

(高知家子ども食堂登録制度実施要綱に定める子ども食堂の運営要件を満たしていること)

#### ○子どもの参加

- ・18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを家庭環境等により限定しない。
- ・子どもが一人でも安全に安心して参加できる環境の整備
- ・18歳未満の子どもからの費用徴収は、1食あたり300円未満

#### ○開催頻度及び開催時間

【定期開催】開催頻度：月1回以上 開催時間：1回あたり3時間以上 補助上限：月5回

【公立小学校の長期休暇期間のみ開催】

開催頻度：夏季休暇中は6回以上、春季・冬季休暇中は2回以上

開催時間：1回あたり3時間以上 補助上限：週3回

#### ○様々なリスクへの対応

- ・食中毒や事故等に対応する保険等への加入
- ・食品衛生法ほか関係法令通知等の順守
- ・「調理師免許等有資格者の配置」「食品衛生責任者講習会の受講」「保健所が行う研修会等への参加」のいずれかの実施
- ・食品アレルギー対策 対応しない場合：周知の徹底、注意事項の掲示等の実施  
対応する場合：専門職（栄養士等）の関与、注意事項の掲示等の実施
- ・参加する児童への虐待や強制労働と認められる行為等を行わない。
- ・参加者間で、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働などの行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮
- ・参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけ等を行わない。参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮
- ・防犯対策 スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮  
最寄りの駐在所等への開催場所・日時を報告する等の協力依頼
- ・台風時の開催の有無や災害時の避難場所の確認など、対策の実施
- ・子ども食堂内での飲酒、喫煙の禁止
- ・子ども食堂以外の事業者が子ども食堂を実施する場合は、原則、開催時間を分ける。  
(別室で実施するなど、明確に区分できる場合は除く。)
- ・営利を目的としたものでないこと。
- ・市町村及び市町村社会福祉協議会との連携

## 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業																												
事業の目的	産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することを目的とする。																												
補助対象事業の概要	別紙参照																												
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村、一部事務組合</li> <li>・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合</li> <li>・ 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人</li> <li>・ 特定非営利活動法人</li> <li>・ 中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など</li> </ul>																												
補助率・補助額・補助対象経費	別紙参照																												
申請手続・申請時期	一般事業及び特別承認事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会において、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。(審査会の開催は原則として月1回開催)																												
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として市町村を通じた間接補助のため、市町村の予算措置が必要です。</li> <li>・ 詳細は産業政策課HPをご覧ください。 <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016071400098/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016071400098/</a></li> </ul>																												
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 産業政策課 地域産業担当            電話 088-823-9334 FAX 088-823-9255            メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>又は、各地域産業振興監駐在所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">安芸地域</td> <td style="width: 20%;">電話 0887-34-1270</td> <td style="width: 20%;">FAX 0887-34-1271</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>物部川地域</td> <td>電話 0887-57-0015</td> <td>FAX 0887-57-0016</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高知市地域</td> <td>電話 088-872-5885</td> <td>FAX 088-872-5887</td> <td></td> </tr> <tr> <td>嶺北地域</td> <td>電話 0887-70-1015</td> <td>FAX 0887-70-1016</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仁淀川地域</td> <td>電話 088-852-7256</td> <td>FAX 088-852-7257</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高幡地域</td> <td>電話 0889-40-0205</td> <td>FAX 0889-40-0206</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幡多地域</td> <td>電話 0880-35-8616</td> <td>FAX 0880-35-8617</td> <td></td> </tr> </table>	安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271		物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016		高知市地域	電話 088-872-5885	FAX 088-872-5887		嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016		仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257		高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206		幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617	
安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271																											
物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016																											
高知市地域	電話 088-872-5885	FAX 088-872-5887																											
嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016																											
仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257																											
高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206																											
幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617																											

# 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金について

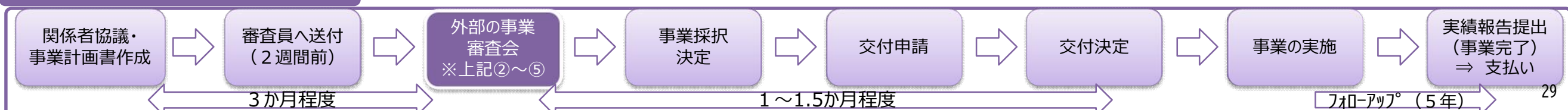
## (1) 事業の目的

**地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた事業等を対象**に、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を**総合的に支援**することで、**地域資源を有効に活用し付加価値を高め、事業実施主体に止まらず、地域の関連事業者や産業へ雇用創出、所得向上等の経済波及効果を生み出すことを目的**とする。

## (2) 補助制度の概要

事業区分	①ステップアップ事業		②一般事業			③特別承認事業	④中山間地域雇用創出事業	⑤雇用奨励金事業	⑥外部人材活用支援事業	⑦地域産業課題解決支援事業					
	トライアル分	通常分	通常分	特別分	企業等通常分										
事業内容	事業等の立上げ段階又は試行段階にある取組（主にソフト事業）を支援		県の産業振興に資する本格的な施設整備等に係る取組（主にハード事業）を支援			国等事業を活用して実施する取組への継直し補助	中山間地域等において、過去に②、③を活用している既存事業の規模拡大に向けた取組を支援	設備投資に伴い、新たに34歳以下の者を正規雇用した場合に雇用奨励金を交付	専門人材のノウハウ等を活用し既存事業の飛躍的な成長を図る取組を支援	専門家からの指導等を着実に実行に移すためのさらなる後押し支援					
事業実施主体	市町村等、地域団体、中小企業等、任意団体、その他法人 ※原則として、市町村を通じた間接補助					※①ステップアップ事業：直接補助も可能 ※③特別承認事業：補助を受けようとする国等の規定による ※④過去に一般事業又は特別承認事業を活用した事業実施主体（市町村等を除く） ※⑤外部人材活用支援事業：市町村等・地域団体のみが対象、直接補助も可能									
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内	2/3以内	1/2以内	最大2/3まで高上げ (国等の事業への継直し) ※企業等は1/2以内	1/3以内 (市町村負担1/6以上)	定額	1/2以内	1/2以内					
補助限度額	500千円 (下限100千円)	2,000千円 (下限100千円) ※トライアル分は当該補助額を引いた額	50,000千円 (下限なし) ※別途要件を満たす場合は加算措置あり (拠点加算：50,000千円)			50,000千円 (下限なし)	33,333千円 (下限なし)	新規雇用人数 1人あたり1,000千円 ただし事業採択した事業計画書の雇用人数を上限とする (下限1,000千円)	5,000千円 (下限500千円)	5,000千円 (下限100千円)					
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施主体の体制</li> <li>○事業のサポート体制</li> <li>○ビジネス意識の高さ</li> <li>○事業計画の内容の適正</li> <li>○投資にふさわしい効果が期待できる</li> <li>○産業振興AD(課題解決型)の活用(トライアル分のみ)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源の活用及び付加価値向上、投資効果1.0以上</li> <li>○新たなビジネス手法の導入や仕組みづくり、新分野・新事業への進出</li> <li>○直接雇用、受益者の発生</li> </ul> ほか 【企業等通常分の場合は別途要件付与】 ・主要原材料等の県内産割合80%以上 ・売上額及び付加価値額の向上(5年で5%以上アップ)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源の活用及び付加価値向上</li> <li>○新たなビジネス手法の導入や仕組みづくり、新分野・新事業への進出</li> <li>○直接雇用、受益者の発生</li> </ul> ほか		<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般事業(企業等通常分)の補助要件を達成していること</li> <li>○正規雇用1名以上(3年以内)</li> <li>○売上額の目標達成(一般事業等の売上額の目標達成かつ経常利益の発生)</li> <li>○給与支給総額の増加(翌年度までに4.0%以上)</li> <li>○ワークライフバランスの推進(次世代育成、年休、女性活躍の認証)</li> </ul> ほか		<ul style="list-style-type: none"> <li>○34歳以下の正規雇用(3年以内)</li> <li>○給与支給総額の増加(翌年度までに4.0%以上)</li> <li>○ワークライフバランスの推進(次世代育成、年休、女性活躍の認証)</li> </ul> ほか		<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組内容の適正</li> <li>○専門人材のノウハウ活用準備</li> <li>○具体的な計画</li> <li>○事業計画の内容の適正</li> </ul> ほか		<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去に②③を活用した取組</li> <li>○過去3年以内に産業振興AD(課題一貫支援型)を活用して指導等を受けた取組</li> </ul> ほか	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市場調査等事業</li> <li>○商品・技術開発等事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市場調査等事業</li> <li>○商品・技術開発等事業</li> <li>○販路開拓・販売促進等事業</li> <li>○観光交流促進等事業</li> <li>○施設・設備等整備事業</li> </ul> (「①ステップアップ通常分」は活用に別途要件あり)			国等事業の交付要綱等で規定する経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市場調査等事業</li> <li>○商品・技術開発等事業</li> <li>○販路開拓・販売促進等事業</li> <li>○観光交流促進等事業</li> <li>○施設・設備等整備事業</li> </ul>		産業振興ADによる支援を受け、その指導を生かして課題解決を図るために必要な経費		外部の専門人材のノウハウ等の活用に必要な経費			
審査等	内部審査 (地域本部・産業政策課)		外部審査 (専門の見地を有する者で構成される「事業審査会」において事業の意義・効果・継続性・コンプライアンス等を審査)							内部審査 (地域本部・産業政策課)					

## (3) 補助事業に係る基本的な流れ



## 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	若者等の所得向上につながる高付加価値型経営への転換を目指す県内事業者の挑戦を強力に後押しする
補助(委託等)対象事業の概要	別紙チラシ参照
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>(1)中小企業又は中小企業等であること  (2)高知県内に本社又は主たる事業所を有すること  (3)常時雇用する従業員を1名以上有していること  (4)県税及び県に対する税外未収金を滞納していないこと  (5)過去5年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けていないこと</p> <p>ただし、以下の者を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時雇用する従業員がいない法人や個人事業主等</li> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者</li> <li>・ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人</li> <li>・ 政党その他の政治団体</li> <li>・ 宗教上の組織又は団体</li> <li>・ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	別紙チラシ参照
申請手続・申請時期	別紙チラシ参照
その他留意事項	<p>問い合わせは「高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金事務局」まで</p> <p>TEL:0120-613-635</p> <p>MAIL:info-kochi-shotoku@winwin-ad.com</p> <p>受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)</p>
問い合わせ先	<p>産業振興推進部産業政策課 担当者名 島村</p> <p>電話 088-823-9049</p>

# 高知県所得向上総合補助金

令和8年度高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金

持続的な賃上げを可能にする**高付加価値型経営への転換**に挑戦する  
県内事業者の生産性向上に必要な様々な経費を”総合的”に支援します！

公募期間(1次募集)

申請書類の提出は補助金事務局まで！

令和8年4月20日(月)～令和8年5月20日(水)

オンライン説明会のアーカイブを配信中！  
(ホームページに掲載)

詳細はこちらから



ポイント①  
一次産業から三次産業まで  
幅広い業種で活用可能！

ポイント②  
一部の対象外経費を除き、  
幅広い経費を総合的に支援！

対象：賃金・給与を支払っている従業員がいる県内中小企業、中堅企業、個人事業主など

横展開枠

補助率 **2/3** 以内  
補助上限 **1,000** 万円

先進枠

補助率 **2/3** 以内  
補助上限 **5,000** 万円

「高知県100億企業登録」をすると補助上限引き上げ

最大 **1,500** 万円

最大 **7,500** 万円

## 補助要件

- **賃上げ・付加価値向上の事業計画(3年)**を策定すること  
横展開枠：「従業員1人あたりの給与支給総額」及び「付加価値額」の年平均成長率を**2%**  
以上増加(事業実施後1年目の成長率は**2%**以上)  
先進枠：「給与支給総額」並びに「従業員1人あたり給与支給総額」及び「付加価値額」の年平均成長率**5%**以上増加(事業実施後1年目の成長率は**5%**以上)
- 「**こうち男性育休推進企業**」に登録すること  
※<https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/recruitment.html>
- 後年度に事業効果報告を行い、取組事例の調査・公表に同意すること
- 【100億企業枠】を利用する場合は、「**高知県100億企業登録**」を行うこと  
※<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022600255/>



こうち男性育休推進企業登録HP



高知県100億企業登録制度HP

# 対象事業

- 【横展開枠】以下のうち1事業を実施(上限500万円)、2事業以上の場合は上限1,000万円に引き上げ
- 【先進枠】以下のうち①～③から1事業以上、④～⑥から1事業以上を実施し、かつ先進性・地域波及効果を有する事業

## ①高付加価値化

新商品開発やサービスの差別化などにより顧客単価向上  
 ・事業戦略の策定に係るコンサルティング経費  
 ・自社製品開発に係る市場調査の外注費 など

## ④経営組織の変革

経営形態の見直し等を通じて生産性向上  
 ・社長の右腕となる経営人材獲得のための人材紹介手数料  
 ・M&Aに係る仲介費用、デューデリジェンスなどのコンサル費用 など

## ②生産能力の向上

生産設備等への投資により収量拡大  
 ・生産設備(建物、機械装置など)の購入費  
 ・増員に伴う人材紹介手数料 など

## ⑤人材育成

従業員等の能力開発を通じて生産性向上  
 ・従業員の外部研修の受講料  
 ・従業員の大学等でのリカレント教育に係る授業料・入校料 など

## ③販路拡大

新市場開拓やピーター獲得等により売上拡大  
 ・新市場開拓に係る市場調査の外注費  
 ・市場開拓のための広告費 など

## ⑥働き方改革

人材定着やモチベーションアップ等を通じて生産性向上  
 ・テレワーク、フリーアドレスなど新しい働き方の導入に係る機器導入  
 ・人事労務制度の改革に係るコンサルティング費用 など

## 100億企業推奨メニュー(100億企業枠で申請する場合は以下のいずれかの実施が必要)

- ・新製品・新技術・新サービスの研究開発(市場調査費や原材料費など)
- ・M&Aによる事業多角化や販路拡大(調査費用、コンサル費用など)
- ・海外販路拡大(商談用出張費、海外広告費など)

## 主な対象外経費

人件費、食糧費、借入金の返済費、土地購入費など(※詳しくは公募要領を参照)

## 活用例

### 設備導入

- ・ICT機材購入
- ・加工機導入
- ・ITシステム構築 など

### 販路拡大

- ・海外見本市出席
- ・ECサイト構築 など

### 働き方改革

- ・フリーアドレス導入
- ・社内規則整備 など

## 手続きの流れ



## 問い合わせ先

高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金事務局

☎ 0120-613-635

✉ info-kochi-shotoku@winwin-ad.com

受付時間：9:00～17:00(土日祝除く)



詳細はこちらから



## 高知県新事業創出支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	新事業展開に向けた市場調査及び実現可能性調査等、新製品や新サービスの事業化のための実証実験及び製品開発等に係る取組を支援するもの
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>【新事業チャレンジ支援】 自社の既存の事業とは異なる新たな事業展開を目的として行う市場調査及び実現可能性調査等</p> <p>【実証等支援】 自社の既存の製品・サービスとは異なる新製品・新サービスの開発に向けた実証</p> <p>【製品開発支援】 革新的な技術を活用し、対象とする市場や事業分野で既存の製品・サービスを上回る価値を提供する製品・サービスの開発</p>
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>【新事業チャレンジ支援】 県内企業等</p> <p>【実証等支援】、【製品開発支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外企業等</li> <li>・県内企業等と、県外企業等又は県内外大学等の2者以上によるコンソーシアム (注)コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定を締結すること。</li> </ul>
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p>①補助率 2分の1以内</p> <p>②補助額</p> <p>【新事業チャレンジ支援】 上限50万円、下限10万円</p> <p>【実証等支援】 上限100万円、下限50万円</p> <p>【製品開発支援】 上限750万円、下限100万円</p> <p>③補助対象経費</p> <p>【新事業チャレンジ支援】 謝金、旅費、原材料費、外注費、委託費、その他諸経費</p> <p>【実証等支援】 機械装置費、謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費</p> <p>【製品開発支援】 機械装置費、労務費、事業費(謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費)</p>

申請手続・申請時期	<p>○申請受付期間(予定)</p> <p>【新事業チャレンジ支援】</p> <p>随時受付</p> <p>【実証等支援】、【製品開発支援】</p> <p>令和8年4月24日(金)～令和8年6月30日(火)17時</p> <p>※予算執行状況により早期に募集終了となることがあります。</p>
その他留意事項	<p>詳細な申請手続・申請時期については、当課HPで随時公開する。</p>
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 産業イノベーション課 担当者名 武樋、泉、島崎</p> <p>電話 088-823-9781 FAX 088-821-7112</p> <p>メールアドレス 121701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 高知県戦略的製品開発推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	独自性の高い製品開発に挑戦しようとする企業の裾野を広げることで、県内企業の製品・技術開発の量的拡大及び質的向上を図るため、製造業分野(食品、生物、医薬品、ソフトウェア製造事業を除く)における製品・技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化等の開発に必要となる費用の一部を予算の範囲内で支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	製造業分野(食品、生物、医薬品、ソフトウェア製造事業を除く)における製品・技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化等の研究・開発事業
補助(委託等)対象事業者の種類	以下の要件を満たす者であり、県内に本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有する事業者 (1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 (2)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項に規定する漁業協同組合又は森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第1項に規定する森林組合 (3)産業競争力強化法(平成25年法律第18号)第2条第24項に規定する中堅企業者(製品開発事業(イノベーション推進枠)のみ)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 (新設)賃上げ加算枠:3分の2以内 ※令和8年度中に賃上げし、給与支給総額を賃上げ前決算比で5.0%以上にする場合 ※令和9年度中に補助事業が完了するもの 【補助限度額】 開発チャレンジ事業:100万円 製品開発事業(一般枠):1,000万円 製品開発事業(イノベーション推進枠)2,000万円 【補助対象経費】 共通:機械装置費、原材料費、外注加工費、委託費、その他謝金、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、特許等取得費 製品開発事業のみ:直接人件費
申請手続・申請時期	【申請締め切り】 開発チャレンジ事業 令和8年5月、8月、10月、12月の各最終営業日17:00 製品開発事業 令和8年5月、7月、9月、12月の各最終営業日17:00 ※予算執行状況により早期に募集終了となることがあります。
その他留意事項	申請締切の一か月前までにまずは工業振興課へエントリー書類をご提出ください。 補助要件については別添「参考資料」をご確認ください。

問い合わせ先	商工労働部工業振興課 担当者名 晦日、岡野、岡本 電話:088-823-9724 URL: <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300154/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300154/</a>
--------	---

## 事業戦略等推進事業費補助金(高知県産業振興センター実施事業)

事業種別	補助事業
事業の目的	県内の中小企業者等の振興を図るため、人材の確保・養成及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現に向けた取り組みを支援する。
補助(委託等) 対象事業の概要	営業力強化、人材養成・人材確保による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現や販路の拡大に向けた取り組み
補助(委託等) 対象事業者の 種類	以下の要件を満たす者であり、県内に本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有する事業者 (1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等 (2)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項に規定する漁業協同組合又は森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第1項に規定する森林組合
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p><b>【補助要件】</b> 下記①～③のいずれかの要件を満たした計画を策定し、その計画に基づいた取り組みであること(申請する取り組みが計画に記載されていること)</p> <p>①高知県の承認を受けた「経営革新計画」を策定 ②高知県産業振興センターまたは高知県地産地消・外商課が作成を支援・確認した「事業戦略」の策定 ③県内商工会または商工会議所が作成を支援し認定した「経営計画」の策定</p> <p>■事業戦略等推進事業</p> <p><b>【補助率】</b> 補助対象経費の2分の1以内 <b>【補助限度額】</b> 150万円(海外事業は200万円) ※海外展開促進のための海外拠点の拡充や海外人材の育成等の経費(グローバル枠)として、別途200万円の申請が可能 ※賃上げ要件を満たす場合は、最大100万円の加算が可能 ※申請下限10万円</p> <p><b>【補助対象経費】</b></p> <p>①国内営業力強化 販路開拓のための自社小間での展示会出展や HP・動画作成、営業代行、シェアオフィスの利用等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>②国内人材養成・人材確保 人材養成のための研修等にかかる経費、人材確保のための就職相談会出展やHP・動画作成、広告等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>③海外営業力強化推進事業 販路開拓のための展示会出展や HP・動画作成、営業代行、シェアオフィスの利用等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>④海外人材養成・人材確保事業</p>

	<p>人材確保のための就職フェアに出展する小間料や、社員研修のための受講料等にかかる経費に活用できる事業</p> <p>⑤グローバル</p> <p>海外展開促進のための海外拠点の確立・拡充や外国人材を活用した海外展開にかかる旅費や謝金、委託費等に活用できる事業</p> <p><b>【事業期間】</b> 1年以内</p> <p><b>■販路開拓支援事業</b></p> <p><b>【補助率】</b> 補助対象経費の2分の1～4分の1以内(事業の活用状況により変動)</p> <p><b>【補助限度額】</b> 50万円(①国内展示会出展と②海外展示会出展の合計額) ※申請下限10万円</p> <p><b>【補助対象経費】</b></p> <p>①国内展示会出展 国内(県内除く)で開催される展示会への出展を通して、広く県外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業等</p> <p>②海外展示会出展 海外で開催される展示会への出展を通して、広く海外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業等</p>
<p>申請手続・申請時期</p>	<p>事業戦略等推進事業は、申請時において経営革新計画、事業戦略、経営計画等で定めた期間の開始日から3年以内のものが対象。計画の期間が3年間の場合は開始日から2年以内とする。</p> <p><b>【受付期間】</b> ○通年募集(毎月最終営業日17時締切、令和9年2月19日最終締切) ※予算状況により募集が終了する場合あり</p>
<p>その他留意事項</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>高知県産業振興センター 経営支援・地産地消部 経営支援・地産地消課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 E-mail:kigyousinkou@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp</p> <p><b>【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】</b> 高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9724)</p> <p><b>【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】</b> 高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル推進部 事業戦略・デジタル推進課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556</p> <p><b>【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】</b> 高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698)</p>

## 高知県空き店舗対策事業費補助金(空き店舗出店支援事業)

事業種別	補助事業
事業の目的	人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、商店街等の空き店舗への出店を支援することによって、県内各地域における商業の活性化並びに商業機能の維持、発展につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業に対し、助成を行います。
補助(委託等)対象事業者の種類	商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないこと。</li> <li>・店舗所有者と補助事業者とが、親族又は出資額 50%を超えるいわゆる親会社等密接な関係にないこと。</li> <li>・国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。</li> <li>・許認可等が必要な事業について、該当する許認可等を取得していること。</li> <li>・出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの</li> <li>・この補助金の交付を受けてから1年を経過しているもの</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】 上限額 100万円 下限額 10万円 【補助対象経費】 店舗改装費(必要最小限度の内外装整備) 設備及び備品は原則として対象外。
申請手続・申請時期	【受付期間】 随時 ※予算の上限に達した場合、受付終了となる場合があります
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	商工労働部 経営支援課 担当者名:長野(ちょうの)、中平 電話 088-823-9679 FAX088-823-9138 メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県空き店舗対策事業費補助金(商店街等店舗兼住宅等活用推進事業)

事業名	高知県空き店舗対策事業費補助金(商店街等店舗兼住宅等活用推進事業)
事業種別	補助事業
事業の目的	人口減少及び消費者ニーズの多様化により、県内商業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、商店街等の空き店舗への出店を支援することによって、県内各地域における商業の活性化並びに商業機能の維持、発展につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	商店街等の空き店舗兼住宅等の活用推進のため、空き店舗兼住宅等の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗の改修及び店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業に対し、助成を行います。
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 補助対象経費の3分の1以内</p> <p>【補助限度額】 上限額 100万円 下限額 10万円</p> <p>【補助対象経費】 店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費          既存設置物の処分費          内装工事、外装工事、給排水工事、          電気工事及び当該工事と一体で設置する設備、          電気・ガス・水道等のメーター分離費用          店舗改装費(屋根改修も含む)</p>
申請手続・申請時期	<p>【受付期間】 随時</p> <p>※予算の上限に達した場合、受付終了となる場合があります</p>
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営支援課 担当者名:長野(ちょうの)、中平</p> <p>電話 088-823-9679 FAX088-823-9138</p> <p>メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 高知県中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域において、空き店舗又は空き家を活用して出店する事業者を支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	空き店舗又は空き家を活用し、地域に不可欠な店舗の出店及び存続を図り、地域の商業的機能の維持・発展に資する事業に対し、助成を行います。
補助(委託等)対象事業者の種類	対象地域において空き店舗又は空き家を活用して小売業等を行う出店者又は商工団体等(商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり事業の取組を進める NPO)であって要項に掲げる要件をすべて満たすもの。 【要綱から主要なものを抜粋】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出店しようとする空き店舗又は空き家が自己所有物件の場合、交付申請前1年以内に取得した物件であること。</li> <li>・出店しようとする空き店舗又は空き家が賃借物件の場合、物件所有者と補助事業者とが、親族又は出資額 50%を超えるいわゆる親子会社など密接な関係にないもの。</li> <li>・国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。</li> <li>・許認可等が必要な事業について、該当する許認可等を取得していること。</li> <li>・事業計画書の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けること。</li> <li>・出店予定の建物が所在する市町村から、事業計画書に対する意見書を取得しているもの</li> <li>・昼間営業を行うもの</li> <li>・この補助金の交付を受けてから1年を経過しているもの</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 補助対象経費の2分の1以内 【補助限度額】 上限額 500万円 (空き店舗又は空き家1件あたり) 【補助対象経費】 店舗改装費(必要最小限度の内外装整備)、設備導入費及び備品購入費、家賃(最大6か月分)
申請手続・申請時期	【受付期間】 随時 ※予算の上限に達した場合、受付終了となる場合があります
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	商工労働部 経営支援課 担当者名:長野(ちょうの)、中平 電話 088-823-9679 FAX088-823-9138 メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県観光振興推進総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	長期滞在につながる観光地域づくりを推進するため、市町村などが行う観光資源の磨き上げや、これらをつなぐ周遊促進の取組などを総合的に支援する。
補助(委託等) 対象事業の概要	※別紙「参考資料」①～⑤の事業 参照
補助(委託等) 対象事業者の 種類	市町村等を通じた間接補助
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	※別紙「参考資料」参照
申請手続・申請 時期	随時(ただし、市町村等を通じた間接補助となるため、市町村との事前調整が必要となります。)
その他留意事項	
問い合わせ先	観光振興スポーツ部地域観光課 担当者名:片岡 電話 088-823-9706 FAX 088-823-9256 メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

## 現状・課題

- 地域の中核となる観光拠点への集客と拠点から地域への周遊が十分でない。
- 観光客の滞在や周遊促進に向けた取り組みが個々の施設・事業者等のレベルに留まっており、地域全体にまで経済効果が波及していない。
- 閑散期の入込減少対策が充分進んでいない。

## 支援事業のポイント

- 地域の周遊促進計画の作成を要件にすることで、滞在・交流型の観光を促進し、事業完了後も引き続き観光客の地域周遊・滞在による観光消費額の拡大につながるよう支援。
- 閑散期の入込数を増加させるためにも、より一層インバウンド受入を意識した観光需要の平準化の取組は重要。
- 周遊促進策やプロモーションは、整備完了前から早期の実施を促していくこととしている。

市町村にとって実質負担の軽減につながる地域観光振興交付金の活用を促進

## (1) 観光振興推進総合支援事業費補助金 68,487千円

### 目的

長期滞在につながる観光地域づくりを推進するため、市町村などが行う観光資源等の磨き上げや、それらをつなぐ周遊促進の取り組みなどを総合的に支援する。

- 補助事業者：①、③～⑤市町村、一部事務組合又は広域連合 ②市町村、一部事務組合、広域連合又は広域観光組織
- 補助率：1/2以内等 ※②は1/3以内、③は2/3以内（うち、事業戦略の作成に係る経費については定額（50万円まで））

- ① 観光資源磨き上げ事業**（補助限度額：50,000千円（1補助事業当たり））
  - ・全国から観光客を呼ぶことのできる広域観光の核となる観光拠点の整備等への補助
  - ・既存の観光資源の磨き上げ、新たな観光資源の創出等観光客の増加と周遊を図る取組への補助
  - ・自然景観を生かした観光基盤の整備と観光周遊につながる取り組みへの補助

【R8年度予定】高知市：デザインマンホール整備事業 いの町：グリーン・パークほどのRVパーク整備事業  
四万十町：昭和ふるさと交流センター再整備事業 大月町：アウトドアフィールドKASHINISHI魅力向上事業 など
- ② 二次交通周遊支援事業**（補助限度額：4,000千円（1補助事業当たり））
 

観光客の周遊に必要な二次交通の運行への補助

【R8年度予定】四万十市：川バス・循環周遊バスの運行事業
- ③ 基本構想等作成支援事業**（補助限度額：5,000千円（1補助事業当たり））
 

観光拠点等の整備に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成又はアドバイザーの活用に係る経費への補助
- ④ 外国人観光客等受入環境整備事業**（補助限度額：500千円～2,000千円（1補助事業当たり））
 

外国人観光客等の受入環境を整備する取り組みへの補助

【R8年度予定】香美市：龍河洞多言語解説サービス強化事業、梶原町：太郎川キャンプ場多言語看板整備事業 など
- ⑤ 観光資源創出ステップアップ支援事業**（補助限度額：100千円～2,000千円（1補助事業当たり））
 

新たな事業の立ち上げや試行段階の取り組みへの補助

【R8年度予定】いの町：仁淀川川遊び安全強化事業、宿毛市：沖の島観光振興企画・検討整理支援 など

## (2) 地域観光振興交付金 29,673千円 【債務負担6,848千円】

### 目的

地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地域づくりを推進するため、産業振興計画に位置付けられた取り組みなどを対象に、市町村等において、国の財政支援制度（交付税措置のある地方債、地域未来交付金）を活用して実施する観光拠点の整備や観光資源の発掘、磨き上げなどの取り組みを総合的に支援する。

- 交付先：市町村、一部事務組合又は広域連合 ■交付額：国の財政支援制度に応じて算定
  - 交付対象経費：本交付金の算定対象事業に関連する事業に係る経費（減債基金等の基金への積立金、元利償還金等）
  - 交付年度：本交付金の算定対象となる事業の完了年度の翌年度より交付（最長5年間で交付）
- 〔 R4年度債務負担行為の現年化分：3,280千円（佐川町：おもちゃ美術館事業）  
R6年度債務負担行為の現年化分：26,393千円（香美市：美良布地区受入環境整備事業） 〕

### 観光振興推進総合支援事業費補助金と地域観光振興交付金を活用した場合の事業実施主体の実質負担の違い（一例）

補助金	県補助金 (1/2)		過疎対策事業債		交付金	過疎対策事業債	
	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%		100.0%	100.0%
	県補助金50% + 過疎債交付税措置35%		15%	実質負担	過疎債交付税措置70%	県交付金18%	12%

## 高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	中山間地域の宿泊機能を強化し、観光客の長期滞在を図るため、宿泊施設の開設を支援する。
補助対象	<p>対象エリア：中山間地域</p> <p>対象物件：空き家、空き店舗のほか、以下の物件も対象とする</p> <p style="padding-left: 40px;">・事業承継　・用途変更の物件　・新築物件(下記①のメニューに限る)</p> <p>補助先：市町村、法人、個人事業者</p> <p>対象経費：物件の改修費用、設備・備品購入費用 等</p>
補助(委託等) 対象事業の概要	<p>① 分散型ホテルを中心とした観光まちづくり推進メニュー</p> <p>一定のエリア内で3棟以上の宿泊施設の運営を行い、周辺の観光関連事業者と連携した取り組みを行う者に対して、改修費等を支援</p> <p>補助率:1/2以内 上限額:15,000千円</p> <p>&lt;主な留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を通して事業者(または地域連携グループ)として、累計3棟以上の宿泊施設の開設を行う者</li> <li>・ 当該エリア内の観光振興につながる周遊促進策等を盛り込んだ連携プランの提出を行う者(市町村、観光協会等との連携が必須)</li> <li>・ 宿泊施設として活用可能な空き家がない等の条件付きで、新築物件による整備も対象</li> </ul> <p>② 宿泊施設開設支援メニュー</p> <p>一定のエリア内で複数棟の宿泊施設の運営を予定する者に対して、改修費等を支援(※空き家等の物件を活用する場合は対象)</p> <p>補助率:1/2以内 上限額:5,000千円</p> <p>&lt;主な留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に複数棟の宿泊施設の開業を予定する者</li> </ul>
申請手続・申請 時期	随時
問い合わせ先	<p>観光振興スポーツ部 地域観光課 担当者名:宮尾</p> <p>電話 088-823-9612 FAX 088-823-9256</p> <p>メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 高知県特産農産物販売拡大総合支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	県内で生産された農産物及びそれらを使用した加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興を図ること
補助(委託等)対象事業の概要	<p>県内で生産された農産物及びそれらを使用した加工品の販売拡大、ブランド力の向上並びに生産振興に対して支援する。具体的には以下のような取組を対象としている。</p> <p>①販売戦略会議等の開催                  ②市場(消費・販売状況)調査                  ③販売拡大やブランディングに係るアドバイザー等招へい                  ④イベントや商談会等の開催又は消費宣伝やフェアの開催                  ⑤県内外の量販店や飲食店等での消費宣伝やフェアの開催                  ⑥サンプル食材の提供                  ⑦販売促進資材のデザイン及び製作                  ⑧ブランド力向上に向けた取組                  ⑨物流改善の取組                  ⑩インターネット販売を活用した販売促進に係る取組                  ⑪①～⑩に掲げるもののほか、事業実施に必要と認められるもの</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>①市町村、②農業協同組合、③所属する生産者が複数市町村にまたがる団体、④有機農業に取り組む農業者が組織する団体                  ※上記のうち、③・④は特定非営利活動法人も可</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p><b>【補助率】</b>                  2分の1以内                  ・補助対象事業者①、②、③                  ・補助対象事業者④のうち当補助金の取組開始から3年目以降のもの。                  3分の2以内                  ・補助対象事業者④のうち当補助金の取組開始から2年目以内のもの。</p> <p><b>【補助限度額等】</b>                  原則、一補助事業者当たり100万円(補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てる。)を限度に補助する。</p> <p><b>【補助対象経費】</b>                  報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業実施に必要と認められる経費(事前に県と協議必要)</p>
申請手続・申請時期	通年(ただし事業執行期間を勘案し、12月末までの申請が望ましい)
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>農業振興部農産物マーケティング戦略課 担当者名 中村・伊藤                  電話 088-821-4806</p>

## こうち山の日推進事業

事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発、植樹、「緑の少年団」活動、森林保全ボランティアに資する取組を支援します。
補助(委託等) 対象事業の概要	高知県の森林環境税を活用し、本事業(4つの区分)に適した活動を支援します。 A.普及啓発活動支援事業 ア 森づくり(間伐、環境整備、植栽、竹林整備) イ 木使い(木工、木材普及) ウ 森林体験と学習(森林体験、森林環境学習) B.植樹活動支援事業 C.「緑の少年団」活動支援事業 D.森林保全ボランティア団体活動支援事業
補助(委託等) 対象事業者の 種類	A.B.C:市町村、教育委員会、一部事務組合、県内に事務局等を置く法人若しくは任意 団体 D:こうち山の日ボランティアネットワーク加盟団体
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	A.(1)定額、10/10 以内(事業実施主体が市町村等の場合は 1/2 以内) (2)補助限度額 30 万円以内 B.(1)定額、10/10 以内(事業実施主体が市町村等の場合は 1/2 以内) (2)補助限度額 50 万円以内 C.(1)定額、10/10 以内(事業実施主体が市町村等の場合は 1/2 以内) (2)補助限度額 20 万円以内 D.(1)定額、10/10 以内 (2)補助限度額 6万円以内
申請手続・申請 時期	A.所定の様式により、令和 8 年5月中(一時募集)に(公社)高知県森と緑の会へ交付 申請書一式を提出、企画選定委員会において事業内容を審査のうえ選定 B.C.所定の様式により、令和 8 年5月中(一時募集)に(公社)高知県森と緑の会へ交 付申請書一式を提出、事務局が事業内容を審査のうえ採択 D.所定の様式により、(公社)高知県森と緑の会へ申請書一式を提出、事務局が事業内 容を確認のうえ、こうち山の日ボランティアネットワークへの加盟を認可
その他留意事項	詳しくは、(公社)高知県森と緑の会ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.moritomidori.com/business/kochi_yama.html">https://www.moritomidori.com/business/kochi_yama.html</a>
問い合わせ先	林業振興・環境部林業環境政策課 担当者名 牛嶋 電話 088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

## 山の学習支援事業(のうち山の一日先生派遣、宿泊型学習支援(学校行事以外))

事業種別	補助事業								
事業の目的	本県の豊かな森林環境とその大切さを県民に気付かせ、体験活動を通して生きる力と郷土を愛する心を育むための森林環境学習を推進する。								
補助(委託等) 対象事業の概要	高知県の森林環境税を活用し、団体が行う以下の活動を支援します。 (1)山の一日先生を派遣する事業 (2)宿泊型学習支援事業(学校行事以外)								
補助(委託等) 対象事業者の 種類	(1)市町村、市町村教育委員会、一部事務組合、県内に事務所等を置く法人若しくは任意団体又は県内に居住する個人 (2)市町村、市町村教育委員会、一部事務組合、県内に事務所等を置く NPO 法人、社会福祉法人、青少年教育団体等								
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	<p>①補助率 定額(事業実施主体が市町村等の場合は 1/2 以内)</p> <p>②補助限度額</p> <p>(1)に掲げる事業 100万円以内</p> <p>(2)に掲げる事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象児童生徒の数</th> <th style="text-align: center;">補助金額の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8人以上 20 人以下</td> <td style="text-align: center;">25 万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 人以上 40 人以下</td> <td style="text-align: center;">35 万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41 人以上</td> <td style="text-align: center;">45 万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童生徒の数	補助金額の上限	8人以上 20 人以下	25 万円以内	21 人以上 40 人以下	35 万円以内	41 人以上	45 万円以内
対象児童生徒の数	補助金額の上限								
8人以上 20 人以下	25 万円以内								
21 人以上 40 人以下	35 万円以内								
41 人以上	45 万円以内								
申請手続・申請 時期	所定の様式により、令和 8 年7月下旬までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出、審査のうえ選定								
その他留意事項	詳しくは、(公社)高知県森と緑の会ホームページをご覧ください。 (1)山の一日先生を派遣する事業 <a href="https://www.moritomidori.com/business/haken.html">https://www.moritomidori.com/business/haken.html</a> (2)宿泊型学習支援事業(学校行事以外) <a href="https://www.moritomidori.com/business/yama_shukuhaku2.html">https://www.moritomidori.com/business/yama_shukuhaku2.html</a>								
問い合わせ先	林業振興・環境部林業環境政策課 担当者名 牛嶋 電話 088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp								

## 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

事業種別	補助事業																						
事業の目的	地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援します。(国の事業に、県が嵩上げて支援しています)																						
補助(委託等)対象事業の概要	以下の3つのメニューにより、里山林の整備活動の実践を支援します。 ①地域活動型(森林資源活用) 地域住民等が連携した里山林の整備と森林資源の活用を支援 ②地域活動型(竹林資源活用) 地域住民等が連携した竹林整備等と竹林資源の活用を支援 ③複業実践型 本格的な森林資源の活用の実践を支援																						
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体																						
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 35%;">(1) 国の交付単価又は 交付率</th> <th style="width: 35%;">(2) 県の交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域活動型(森林資源活用) 雑草木の刈払い・集積・処理・利用等</td> <td>1ヘクタール当たり 120,000 円(初年度) 116,000 円(2年目) 112,000 円(3年目)</td> <td>1ヘクタール当たり 20,000 円(初年度) 19,000 円(2年目) 18,500 円(3年目)</td> </tr> <tr> <td>②地域活動型(竹林資源活用) 雑草木、竹の伐採・搬出・処理・利用等</td> <td>1ヘクタール当たり 332,000 円(初年度) 304,000 円(2年目) 276,000 円(3年目)</td> <td>1ヘクタール当たり 55,000 円(初年度) 50,500 円(2年目) 46,000 円(3年目)</td> </tr> <tr> <td>③複業実践型 雑草木、間伐木等の伐採・運搬・処理等</td> <td>1ヘクタール当たり 191,000 円(初年度) 176,000 円(2年目) 162,000 円(3年目)</td> <td>1ヘクタール当たり 31,500 円(初年度) 29,000 円(2年目) 27,000 円(3年目)</td> </tr> <tr> <td>④機能強化 作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等</td> <td>1メートル当たり 800 円</td> <td>1メートル当たり 100 円</td> </tr> <tr> <td>⑤関係人口創出・維持 地域外関係者の作業参加に係る調整等</td> <td>年間当たり 50,000 円</td> <td>年間当たり 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑥活動推進費 現地確認、活動計画の検討・実施に係る調整・研修等</td> <td>年間当たり 38,000 円</td> <td>年間当たり 6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注):①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じて変動。                  ④、⑤及び⑥は、①・②・③の支援メニューに付帯できる追加メニューとなります。</p>		種 類	(1) 国の交付単価又は 交付率	(2) 県の交付単価	①地域活動型(森林資源活用) 雑草木の刈払い・集積・処理・利用等	1ヘクタール当たり 120,000 円(初年度) 116,000 円(2年目) 112,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 20,000 円(初年度) 19,000 円(2年目) 18,500 円(3年目)	②地域活動型(竹林資源活用) 雑草木、竹の伐採・搬出・処理・利用等	1ヘクタール当たり 332,000 円(初年度) 304,000 円(2年目) 276,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 55,000 円(初年度) 50,500 円(2年目) 46,000 円(3年目)	③複業実践型 雑草木、間伐木等の伐採・運搬・処理等	1ヘクタール当たり 191,000 円(初年度) 176,000 円(2年目) 162,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 31,500 円(初年度) 29,000 円(2年目) 27,000 円(3年目)	④機能強化 作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等	1メートル当たり 800 円	1メートル当たり 100 円	⑤関係人口創出・維持 地域外関係者の作業参加に係る調整等	年間当たり 50,000 円	年間当たり 8,000 円	⑥活動推進費 現地確認、活動計画の検討・実施に係る調整・研修等	年間当たり 38,000 円	年間当たり 6,000 円
種 類	(1) 国の交付単価又は 交付率	(2) 県の交付単価																					
①地域活動型(森林資源活用) 雑草木の刈払い・集積・処理・利用等	1ヘクタール当たり 120,000 円(初年度) 116,000 円(2年目) 112,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 20,000 円(初年度) 19,000 円(2年目) 18,500 円(3年目)																					
②地域活動型(竹林資源活用) 雑草木、竹の伐採・搬出・処理・利用等	1ヘクタール当たり 332,000 円(初年度) 304,000 円(2年目) 276,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 55,000 円(初年度) 50,500 円(2年目) 46,000 円(3年目)																					
③複業実践型 雑草木、間伐木等の伐採・運搬・処理等	1ヘクタール当たり 191,000 円(初年度) 176,000 円(2年目) 162,000 円(3年目)	1ヘクタール当たり 31,500 円(初年度) 29,000 円(2年目) 27,000 円(3年目)																					
④機能強化 作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等	1メートル当たり 800 円	1メートル当たり 100 円																					
⑤関係人口創出・維持 地域外関係者の作業参加に係る調整等	年間当たり 50,000 円	年間当たり 8,000 円																					
⑥活動推進費 現地確認、活動計画の検討・実施に係る調整・研修等	年間当たり 38,000 円	年間当たり 6,000 円																					

申請手続・ 申請時期	所定の様式により、(公社)高知県森と緑の会へ申請書類一式を提出。 企画選定委員会において、申請内容を審査のうえ選定。(以降、当該予算状況により追加募集あり)
その他留意 事項	詳しくは、(公社)高知県森と緑の会ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.moritomidori.com/business/grant.html">https://www.moritomidori.com/business/grant.html</a>
問い合わせ 先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 吉田 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県緑化促進事業費補助金

事業種別	補助事業		
事業の目的	県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげるため、幅広い県民に利用される公共的空間や保育・教育施設を郷土樹種を用いて緑化する取組を支援する。		
補助(委託等)対象事業の概要	高知県の森林環境税を活用し、以下の2つの緑化事業を支援。 1 公共的空間緑化事業 木材を利用したPR効果の高い県内の公共的空間における郷土樹種の活用を原則とする緑化事業 2 教育・保育施設緑化事業 県内の教育・保育施設における郷土樹種の活用を原則とする緑化事業		
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村、市町村教育委員会、学校法人、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの。		
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	事業区分	公共的空間緑化事業	教育・保育施設緑化事業
	補助対象経費	植栽資材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽する樹木</li> <li>・ 植栽に要する土、肥料、土壌改良材、樹木支持材、マルチング材、防草シート類、消毒剤、土留め材</li> </ul>
		植栽基盤整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県産材を使用した植栽に要するプランター</li> <li>・ 植栽ます及び植栽する樹木に係る土留めを目的とした花壇整備費</li> <li>・ 前生樹木の移植・撤去費(前生樹木を植えていた場所に本事業による植栽を新たに行う場合に限る)</li> </ul>
		植栽施工等経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の森林環境税を活用していることを表示する看板等の制作・設置費用</li> <li>・ 植栽に要する工事請負費及び委託料</li> </ul>
	補助対象施設	木材を利用した PR 効果の高い県内の公共的施設及び公園	教育・保育施設
	補助率	補助対象経費の2分の1以内(ただし、大企業に該当する場合は3分の1以内)	補助対象経費の10分の10以内(ただし、大企業に該当する場合は3分の1以内)
	補助金額の下限	400 千円超/事業	
	補助金額の上限	6,000 千円/事業	

申請手続・申請 時期	【申請手続き】所定の申請書類の提出による 【募集期間】:令和8年4月1日～7月3日
その他留意事項	詳しくは、県ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022600217/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022600217/</a>
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名:西野 電話 088-821-4586 FAX 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

公共的空間や保育・教育施設などで活用できる！

# 緑化促進補助金のご案内

(令和8年度高知県緑化促進事業費補助金)

## 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和8年7月3日(金)

高知県では、県民の森林に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動につなげることを目的に、公共的空間や教育・保育施設を郷土樹木で緑化する経費を最大600万円まで支援します！

### 公共的空間の緑化

補助率 **1/2以内**

木材利用と樹木による緑化を一体的に進めませんか？



### 教育・保育施設の緑化

補助率 **10/10以内**

子どもたちにとって身近な森林環境  
学習の場をつくりませんか？

※この事業は高知県の森林環境税を活用しています。  
補助金の概要は裏面をご覧ください。



## ～補助金の概要～

<b>補助事業者</b>	市町村、市町村教育委員会、学校法人、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの。 ※任意団体の場合、構成員が5人以上必要です。								
<b>対象事業・対象施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公共的空間緑化事業                      木材を利用したPR効果の高い県内の公共的施設（社会福祉施設、病院又は診療所、運動施設、社会教育施設、駅及び道の駅）や公園における郷土樹種を活用した緑化事業。                      ※特定の会員向け施設や職員専用空間は対象外です。</li> <li>▶ 教育・保育施設緑化事業                      県内の教育・保育施設（幼稚園、学校、認定こども園、保育所など）における、郷土樹種を活用した緑化事業。</li> </ul>								
<b>補助対象経費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 植栽資材費（樹木、土、肥料、支柱、防草シートなど）</li> <li>▶ 植栽基盤整備費（県産材使用のプランター、土留めを目的とした花壇など）</li> <li>▶ 植栽施工等経費（県森林環境税看板制作費、工事請負費及び委託料）</li> </ul>								
<b>補助率・補助金額</b>	<table border="1" data-bbox="362 741 1322 961"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共的空間緑化事業</td> <td>1/2（大企業1/3）</td> <td rowspan="2">                     上限： 6,000千円/事業                      下限： 400千円超/事業                 </td> </tr> <tr> <td>教育・保育施設緑化事業</td> <td>10/10（大企業1/3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。</p>	事業区分	補助率	補助金額	公共的空間緑化事業	1/2（大企業1/3）	上限： 6,000千円/事業 下限： 400千円超/事業	教育・保育施設緑化事業	10/10（大企業1/3）
事業区分	補助率	補助金額							
公共的空間緑化事業	1/2（大企業1/3）	上限： 6,000千円/事業 下限： 400千円超/事業							
教育・保育施設緑化事業	10/10（大企業1/3）								
<b>採択要件 (要綱抜粋)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤整備費は補助対象経費の1/2を超えないこと。</li> <li>・ 高知県の森林環境税を活用していることを看板等で表示すること。</li> <li>・ 入札や複数見積りでも適正価格での実施を行うこと。</li> <li>・ 高知県HPや広報誌での事業公表に異議がないこと。</li> <li>・ 交付申請年度内に事業を完了すること。</li> </ul>								

### 手続きの流れ



### 保育・教育施設関係者のみなさま

保育・教育施設の緑化は、子どもたちが四季の変化や生きものの営みに触れることで、自然への関心や理解を深めるとともに、豊かな感性や探究心を育む場づくりにもつながります。

また、樹木医や庭師といった専門家の方との関わりを通じて、樹木の健康状態の把握や適切な管理のほか、樹木への理解を深め、親しみを生む機会を創出することも期待できますので、本補助金をきっかけに身近な森林環境学習に取り組んでみませんか。

【問合わせ・提出先】 〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当

電話番号：(088) 821-4586

E-mail：030101@ken.pref.kochi.lg.jp



## 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	木の良さを体感することで木材及び森林に関する理解と関心を深めてもらうため、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用して多くの県民が利用する公共的空間等の整備を実施する団体等に対し、森林環境税を活用し補助金を交付する。
補助(委託等) 対象事業の概要	○木材活用施設等整備 県内のPR効果の高い公的空間への木製品の導入及び内外装の木質化を行う ○学校関連環境整備 子供が利用する施設における教室等への木製品の導入及び内外装の木質化を行う
補助(委託等) 対象事業者の 種類	○木材活用施設等整備 社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ○学校関連環境整備 社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)	[補助対象] ○木材活用施設等整備 県内のPR効果の高い公的空間への木製品の導入経費及び内外装の木質化に係る経費 ○学校関連環境整備 児童・生徒が利用する木製の机、椅子、遊具等の導入経費及び保育室、教室等の木質化に係る経費 ※原則として高知県産木材のみ [補助率] 2分の1以内 下限:補助金額 25,000 円以上 上限:一施設当たりの限度額 400 万円、一事業者当たりの限度額 500 万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額 1,000 万円
申請手続・申請 時期	・4月から12月頃まで随時募集を実施。 ※申請書等様式はホームページからダウンロードできます。 ・10月頃に次年度の要望調査を実施。
その他留意事項	詳しくは、「木の香るまちづくり推進事業のご案内」のホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300031/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040300031/</a> )
問い合わせ先	林業振興・環境部木材産業振興課 担当者名:岩郷・曾我 電話:088-821-4593 FAX:088-821-4594 メールアドレス:030501@ken.pref.kochi.lg.jp

## 高知県竹材利用促進事業費補助金

事業種別	補助事業		
事業の目的	竹材の収集に係る経費を支援することにより、竹資源の積極的な活用を促進し、地域産業の振興を図る。		
補助(委託等)対象事業の概要	竹材生産を目的とした作業道の路面整備、開設又は補強 ※事業が完了した年度の翌年度までに竹材生産を実施すること		
補助(委託等)対象事業者の種類	県内に主たる事業所を有する伐採事業者等(NPO法人も可)		
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>1 幅員 2.0m 以上 2.5m 未満</p> <p>(1)路面整備 130 円/m</p> <p>(2)開設 1,200 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>2 幅員 2.5m 以上 3.0m 未満</p> <p>(1)路面整備 150 円/m</p> <p>(2)開設 1,900 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p> </td> </tr> </table>	<p>1 幅員 2.0m 以上 2.5m 未満</p> <p>(1)路面整備 130 円/m</p> <p>(2)開設 1,200 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p>	<p>2 幅員 2.5m 以上 3.0m 未満</p> <p>(1)路面整備 150 円/m</p> <p>(2)開設 1,900 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p>
<p>1 幅員 2.0m 以上 2.5m 未満</p> <p>(1)路面整備 130 円/m</p> <p>(2)開設 1,200 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p>	<p>2 幅員 2.5m 以上 3.0m 未満</p> <p>(1)路面整備 150 円/m</p> <p>(2)開設 1,900 円/m</p> <p>(3)丸太積み工 700 円/m</p> <p>(4)洗い越し工 6,000 円/箇所</p>		
申請手続・申請時期	4月から12月頃まで随時募集を実施。 ※申請書等様式はホームページからダウンロードできます		
その他留意事項			
問い合わせ先	林業振興・環境部 木材産業振興課 担当者名 藤原 電話:088-821-4591 FAX:088-821-4594 メールアドレス:030501@ken.pref.kochi.lg.jp		

## 高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金

事業種別	間接補助事業
事業の目的	「高知県環境基本計画第五次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>共通事項</p> <p>「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った県内で行う取組であり、次の3つの基本戦略のいずれかに資すると認められる事業とする。</p> <p>(1)地球温暖化への対策</p> <p>(2)循環型社会への取組(3Rの推進等)</p> <p>(3)自然環境を守る取組</p> <p>1 一般事業 県内で行うハード事業又はソフト事業</p> <p>2 ステップアップ事業 県内で行うソフト事業</p> <p>3 ステップアップ事業(ジュニア枠) 県内で行うソフト事業</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>高知県内の次のいずれかに該当する団体</p> <p>1 一般事業、2 ステップアップ事業(共通)</p> <p>(1)公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(2)県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人</p> <p>(3)地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行う団体</p> <p>(4)地域の多様な主体から構成された協議会</p> <p>(5)非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体</p> <p>(2 ステップアップ事業のみ)</p> <p>(6)規約等が定められている任意団体</p> <p>3 ステップアップ事業(ジュニア枠)</p> <p>(1)高知県内に移住又は通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いること</p> <p>(2)活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいること</p>

<p>補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)</p>	<p>1 一般事業 補助率:定額 補助額:1団体当たり10万円以上、50万円以下 補助対象経費:委託料、工事請負費、備品購入費、負担金、事務費(※) ※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役務費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄付金、食糧費等は対象外です。</p> <p>2 ステップアップ事業 補助率:定額 補助額:1団体当たり20万円以内 補助対象経費:負担金、事務費(※) ※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役務費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄付金、食糧費等は対象外です。</p> <p>3 ステップアップ事業(ジュニア枠) 補助率:定額 補助額:1団体当たり10万円以内 補助対象経費:負担金、事務費(※) ※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役務費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄付金、食糧費等は対象外です。</p>
<p>申請手続・申請時期</p>	<p>申請手続:申請書類の提出による。 申請時期:4月3日～5月11日</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>詳しくは、自然共生課ホームページ「豊かな環境づくり総合支援事業について」(<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061700165/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061700165/</a>) 又は特定非営利活動法人 環境の杜こうちのホームページ「豊かな環境づくり総合支援事業補助金」(<a href="https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html">https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html</a>)をご覧ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>林業振興・環境部 自然共生課 担当者名 中山 電話 088-821-4554 FAX 088-821-4530 メールアドレス 030701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## 不登校対策施設運営支援事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	不登校児童生徒の教育機会を確保し、児童生徒が自ら社会とつながろうとする力を高められるようにするため、児童生徒が通所するフリースクール等が実施する環境整備及び運営事業に要する経費の一部について、当該施設の設置者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
補助(委託等) 対象事業の概要	児童生徒が学習や社会的自立を目指した活動をするための環境整備及び運営。
補助(委託等) 対象事業者の 種類	<p>次に掲げる要件を全て満たすとともに高知県教育長が認めたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内に所在すること。</li> <li>(2) 週3日以上、市町村(学校組合)立学校と同様の時間帯に開設していること。</li> <li>(3) 児童生徒の相談・支援を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること。</li> <li>(4) 児童生徒の最善の利益を最優先に個人の状況に配慮した学習や相談支援を行っていること。</li> <li>(5) 施設として児童生徒を対象とした1年以上の相談・支援の実績があること。</li> <li>(6) 児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有していること。</li> <li>(7) 指導に必要な職員を複数人有していること。</li> <li>(8) 通所者がいること。</li> <li>(9) 児童生徒やその家庭を支援するために、相談・指導の状況等を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、学校と十分な連携・協力関係を構築していること。</li> <li>(10) 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること。</li> <li>(11) 教育委員会が主催する研修や連絡協議会等に参加すること。</li> <li>(12) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。</li> <li>(13) 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。</li> <li>(14) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> <li>(15) 国又は地方公共団体から、本事業以外の補助金の交付を受けていないこと。</li> </ol>

<p>補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託 料対象経費)</p>	<p>(1)補助率 補助対象経費の1/2 以内 (2)補助基準額 1施設当たり、年間上限750,000円 (3)補助対象経費 ①学習支援等に要する経費(PC等備品費、教材費、図書費、印刷製本費、事務用品 など) ②児童生徒の体験活動に係る経費(施設利用料、バス借上料、楽器、保険料など) ③フリースクールとして児童生徒が使用する施設・建物の賃借料及び管理費 ④施設環境の整備に要する経費(机椅子、冷暖房器具など) ※ただし、備品の設置に係る費用や設備等の修繕費を除く。 ※申請する経費については、①②の経費をそれぞれ必ず含めること。 ⑤その他、教育長が必要と認めた経費</p>
<p>申請手続・申請 時期</p>	<p>(1)申請手続 補助金交付要綱に定めた申請書様式に關係書類を添付して申請。 (2)申請時期 第1期(6月頃)及び第2期(9月頃)として申請受付。(予定) ※ただし、予算の範囲内での補助となるため、第1期の申請状況により、第2期の 申請受付を行わない場合あり。</p>
<p>その他留意事項</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 担当者名 澤田、田中 電話 088-821-4937</p>